

○松田委員 次の質問に入らせていただきたいと思います。

日本汚染土壌処理業協会が推計をした公共工事における自然由来の重金属含有土壌の発生見込みは、リニア中央新幹線、東京五輪など、今後大型建設工事が相次ぐ状況から、東京五輪の開催の二〇二〇年まで毎年三百万トンぐらいが発生するだろうという見込みとされています。

自然由来の重金属は、前回の大幅改正により土壌汚染対策法の対象となりました。これより、要措置区域等から搬出される汚染土壌は、同法に基づく汚染土壌処理業の許可施設でのみ受け入れる制度となり、搬出された汚染土壌は、土壌汚染対策法の許可を得た汚染土壌処理施設、すなわち浄化等処理施設やセメント製造施設、埋立処理施設で適正に処理をされています。

ただ、同法の対象外になる場合、例えば公共事業等のトンネルや地下掘削工事での搬出される自然由来の汚染土壌に関しては少し懸念があると思っております。

たとえ同法対象外であったとしても、土壌汚染対策法に関する通達では、移動させる場合には適切な対応が図られることとされています。また、環境アセスメントや国交省におけるマニュアル、地方自治体の条例等により、各事業者は、当然、独自に調査、適正に処理されていると思えます。

そこで、我が国全体に活力をもたらし、国家的プロジェクトであるリニア新幹線に関して、JR東海が公開している環境影響評価書によれば、同建設工事の発生土の総量は一千二百八十万立方メートルに達するとされています。その中で、建設工事の発生土の見込みは現在でもこの数字に変更はないのか、まず国交省に伺いたいと思えます。

○潮崎政府参考人 ただいまございましたリニア中央新幹線の発生土でございますけれども、平成二十六年の八月に、事業主体でございますJR東海によりまして環境影響評価書が作成をされてございます。

これによりますと、リニア中央新幹線の品川と名古屋間、現在着工しております、この間の工事で発生する建設発生土は約五千六百八十万立方メートルであるということが見込まれてございます。

○松田委員 五千六百八十と言われましたか、今。(潮崎政府参考人「はい」と呼ぶ) その中で、例えば自然由来の土壌がどれだけということはわかっているんでしょうか。

○潮崎政府参考人 環境影響評価書におきましては、沿線において行った土壌汚染の調査の結果、何カ所かで行っております土壌汚染調査の結果は記載されておりますが、工事に伴い発生する建設発生土量のうち、土対法の基準値を超過する汚染土がどのくらいになるかということについては、今後の工事の進捗に従いわかってまいりますので、現時点においては、それがどのくらいになるかということについては環境

影響評価書の中でははっきりとは記載されてはございません。

○松田委員 私ども三重県も、一応リニアが通る予定地になっていますので、なるべく早く順調に進んでもらえればなというふうな思いはあるわけですが、ただ、国家プロジェクトというか、民間がやっているとはいうものの、ある程度、どれぐらい自然由来が出るということは、調査というんでしょうか、僕は、今まで議論もあつたとは思いますが、全くわからないというのは少し無責任のような気がするんです。

例えば、国交省がかかわっていたと思いますけれども、山梨から静岡の中部横断道、これはトンネルを掘っていますよね。大体リニアと同じエリアというんでしょうか、そこを掘ったら、大体その土がどれぐらい自然というパーセントぐらいは出てきて参考になると思うんですけれども、そういう考え方というのはないんでしょうかね。

○潮崎政府参考人 発生土の処理に関してでございますが、環境影響評価書におきましては、工事の実施に当たっては、事前に地歴調査等を実施し、必要に応じて土壌調査を行うなどして、土壌汚染の有無を確認することとしております。

またさらに、影響評価の段階で、自然由来の重金属の存在が確認された箇所では、今後詳しく調査すべき地質を絞り込み、その箇所につきましては、自然由来の重金属等の溶出特性などに関する調査を実施いたしまして、工事中には、発生土に含まれる自然由来の重金属等の調査を定期的に継続して行うということとしております。

また、工事中に、刺激臭、悪臭または異常な色を呈した土壌及び地下水が確認されるなど、汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無及び汚染の状況について確認をする。土壌汚染が明らかとなった際には、当然でございますが、土対法等の関係法令に基づいて適切に処理、処分をするとしております。

いずれにしても、JR東海は、この影響評価書の記載のとおり、指定基準に適合しない発生土が出た場合には、関係法令に基づき適切に処理、処分することとございまして、私ども国交省といたしましても、この事業が関係法令に従い適切な環境の保全を図りながら進められるよう、事業主体である東海を指導監督してまいりたいと考えております。

○松田委員 少し僕の質問と答弁が何か食い違っているような気がするんですけれども、何にしても、今、二百万立方ぐらいの処理というか、普通の一般の工事やそんなので出てきている。その上にまたリニアの分がかぶさって、今でも処理が物すごく難しいというか大変なときに、これがまた上から来るわけですよね。ですから、よっぽど注意して、例えば、要するにそれだけの土壌がいごく、移動するわけです。

これはひとつ、アベノミクスの三本の矢の一本の規制緩和という形で、非常に工事をする分に関しては、規制が取っ払えて、そういった部分は非常に工事する側とすれば楽になるということになるわけですが、その分だけたくさん土、土壌といましようか、いごくわけですから、それだけトラックか何かで搬送されるわけですから、やはりそこはしっかりと国交省も、この工事の行方というのでしょうか、そういうのを注

視していくとか見ていくべきだ、こう僕は思っていますので、一応そこは今御指摘をすることにとどめておきたいと思えますけれども、次の質問に入らせていただきたいと思えます。